

愛知県と愛知県地区トヨタ販売店、トヨタレンタリース店、トヨタホーム店及びトヨタ自動車株式会社との
地域活性化に関する包括連携協定

愛知県(以下「甲」という。)と愛知県地区トヨタ販売店、トヨタレンタリース店、トヨタホーム店及びトヨタ自動車株式会社(以下「乙」という。)は、相互に連携・協力し、地域の活性化に資するため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が緊密に連携・協力して、県民の生活維持・向上に取り組み、地域の活性化を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、法令に反しない範囲で、次の事項について連携し協力する。

- (1) 防災・災害サポートに関すること
- (2) 移動支援・生活関連サービスに関すること
- (3) 地域住民の憩いの場や、まちの賑わいづくりに関すること
- (4) 交通安全に関すること
- (5) その他、甲及び乙が必要と認めること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び、実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、県、県内市町村、事業者及びその他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、連携による取組にあたって知り得た秘密情報を第1条に定める目的の範囲内において利用するものとし、相手方の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。また、甲及び乙は、第1条に規定する目的以外に相手方の非公表情報を使用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報は、非公表情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
- (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- (4) 法令により開示を求められた情報

2 前項による規定は、本協定の終了後も有効とする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解約を申し出たときは、その都度協議するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、甲乙押印の上、甲が1通、乙が 17 通を保有するものとする。

2020年 1月 14日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市昭和区高辻町6番8号
愛知トヨタ自動車株式会社

代表取締役会長 山口 真史

名古屋市熱田区尾頭町2番22号
名古屋トヨペット株式会社

代表取締役社長 小栗 一朗

名古屋市千種区千種三丁目6番2号
トヨタカローラ中京株式会社

代表取締役社長 山本 正夫

名古屋市西区則武新町三丁目9番8号
トヨタカローラ愛知株式会社

代表取締役社長 島田 俊秀

名古屋市中区松原一丁目6番2号
トヨタカローラ名古屋株式会社

代表取締役社長 後藤 善和

名古屋市昭和区高辻町6番8号
トヨタカローラ愛豊株式会社

代表取締役社長 寺町 一憲

名古屋市昭和区高辻町6番8号
ネットトヨタ愛知株式会社

代表取締役社長 平光 順二

名古屋市昭和区高辻町6番8号
ネットトヨタ東海株式会社

代表取締役社長 大森 治

名古屋市名東区一社一丁目68番地
ネットトヨタ中部株式会社

代表取締役社長 小島 武彦

名古屋市中区葵一丁目27番29号
ネットトヨタ東名古屋株式会社

代表取締役社長 山口 峰伺

名古屋市西区笹塚町二丁目90番地
ネットトヨタ名古屋株式会社

代表取締役社長 小栗 成男

名古屋市熱田区大宝一丁目13番20号
ネットトヨタ中京株式会社

代表取締役社長 疋田 亮

名古屋市昭和区高辻町6番8号
株式会社トヨタレンタリース愛知

代表取締役社長 加納 幹夫

名古屋市熱田区金山町一丁目3番3号
株式会社トヨタレンタリース名古屋

代表取締役社長 小栗 成男

名古屋市東区泉一丁目23番22号 トヨタホーム栄ビル2階
トヨタホーム愛知株式会社

代表取締役社長 加藤 文昭

名古屋市名東区上社一丁目1307番地
トヨタホーム名古屋株式会社

代表取締役社長 三宅 修平

名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
トヨタ自動車株式会社

執行役員 佐藤 康彦